

第2期
恵庭市強靱化計画

令和8(2026)年3月
恵庭市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画策定の経緯	2
2	計画の位置付け	3
第2章	恵庭市強靱化の基本的考え方	
1	恵庭市強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	恵庭市強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	34
2	施策推進の指標となる目標値の設定	34
3	推進事業の設定	34
	【恵庭市強靱化のための施策プログラム一覧】	35
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	66
2	計画の推進方法	66
3	必要な予算の確保に向けた国や道への働きかけ	67
4	強靱化の取組と関連するSDGs(持続可能な開発目標)の主な目標	67
【別表】	恵庭市強靱化のための推進事業一覧	68

第1章 はじめに

1 計画策定の経緯

平成23(2011)年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、恵庭市においては、最大震度6強の地震の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨や豪雪などの自然災害に対する備えが重要となっている。

こうした状況の中、国においては、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26(2014)年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。更に基本計画の策定から5年が経過した平成30(2018)年12月及び施行後10年となる令和5（2023）年7月に、国において基本計画の見直しが行われた。

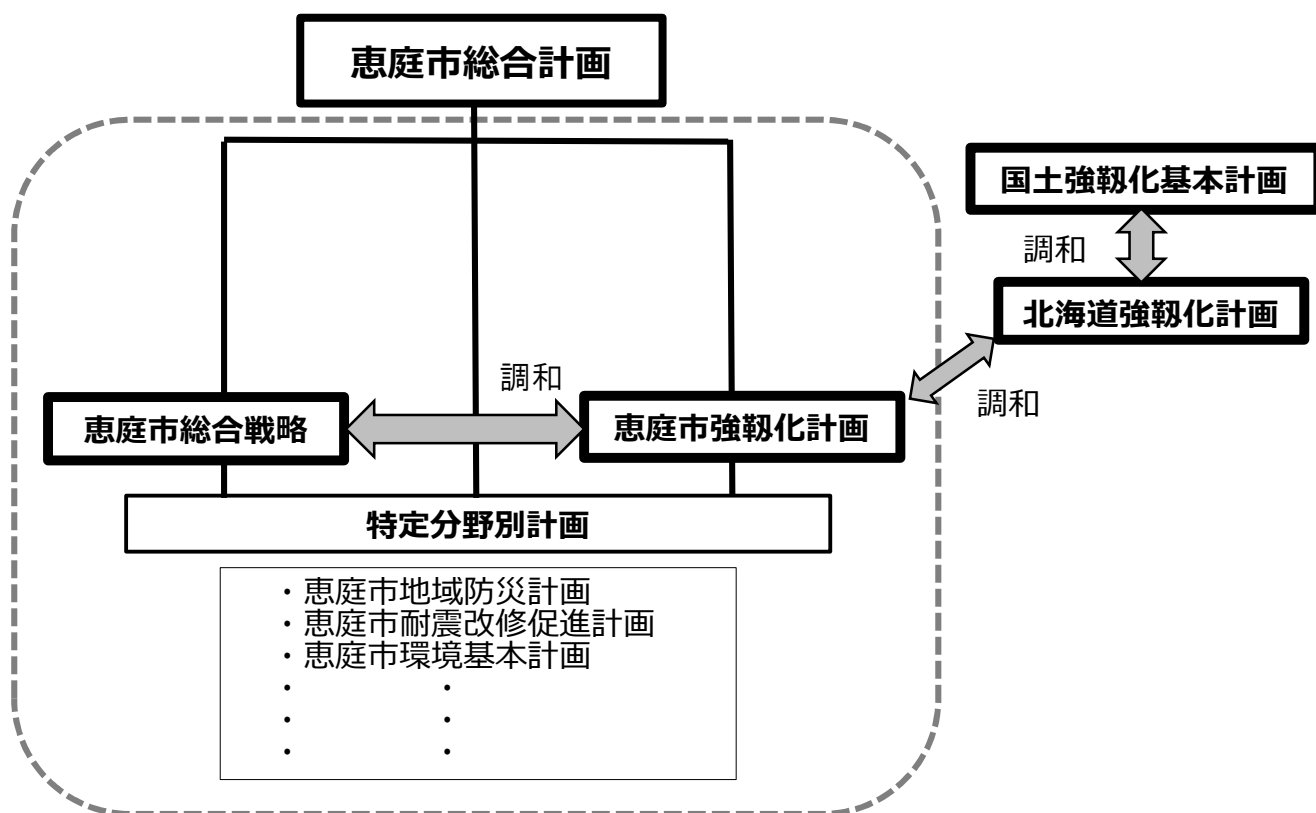
北海道においては、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27(2015)年3月に「北海道強靱化計画」を策定した。また、同計画策定から5年が経過した令和2(2020)年3月及び令和7(2025)年3月には能登半島地震等直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

恵庭市においては、この間、東日本大震災や平成28(2016)年豪雨災害、平成30(2018)年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「恵庭市地域防災計画」の見直しをはじめ、令和3（2021）年3月に「恵庭市強靱化計画」、令和4（2022）年3月に「恵庭市業務継続計画」、令和5（2023）年3月に「恵庭市災害時受援計画」をそれぞれ策定する等して、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

今後も引き続き、恵庭市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行計画の推進期間である5年を経たことから次期計画として「第2期恵庭市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、恵庭市の総合計画や他の分野別計画と調和させ分野横断的に推進する計画として、恵庭市地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 恵庭市強靱化の基本的考え方

1 恵庭市強靱化の目標

恵庭市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、恵庭市の重要な社会経済機能を維持することに加え、恵庭市がもつ利点や強みを活かして、国や道、他市町村への協力・支援に係る機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、恵庭市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であり、人口減少対策や地域活性化など恵庭市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、恵庭市の持続的成長につながるものでなければならない。

恵庭市の強靱化は、こうした見地から、恵庭市のみならず国家的な課題として、国、道、市、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、恵庭市の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる4つの基本目標（「人命の保護が最大限図られる」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」）や、北海道強靱化のめざす姿である「強靱な地域と人をつくり、国土の強靱化を支える安全・安心な北海道」と3つの目標（「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」）に配慮しつつ、次の3つを恵庭市の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

恵庭市強靱化の目標

- （1）大規模自然災害から市民の生命・財産と恵庭市の社会経済システムを守る
- （2）恵庭市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- （3）恵庭市の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

恵庭市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広い範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「市民の生命・財産と恵庭市の社会経済システムを守る」という観点から、恵庭市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、市外・道外における大規模自然災害についても、恵庭市として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 恵庭市における主な自然災害リスク

（１）地震

ア 内陸型地震（令和 7(2025)年 1 月 地震調査研究推進本部長期評価）

○ 道内の主要活断層は 9 箇所

うち、恵庭市において最大震度(6 強)の揺れをもたらす可能性がある断層帯

- ・ 石狩低地東縁断層帯主部 … M7.9 程度、30 年以内発生確率ほぼ 0%
- ・ 石狩低地東縁断層帯南部 … M7.7 程度以上、30 年以内発生確率 0.2%以下

○ 伏在活断層(存在は未確認だが予想されている断層)

- ・ 月寒背斜に関連する断層 … M7.3 程度以上、発生確率未算定
- ・ 野幌丘陵断層帯 … M7.5 程度以上、発生確率未算定

イ 過去の被害状況(北海道による)

- ・ 昭和 43(1968)年十勝沖地震 … M7.9、恵庭市の震度：公式記録なし
(参考：札幌市の震度 4、
苫小牧市の震度 5)
被害額 6,262 千円
- ・ 平成 15(2003)年十勝沖地震 … M8.0、恵庭市の震度 4
重傷者 1 人(骨折)
- ・ 平成 30(2018)年北海道胆振東部地震 M6.7、恵庭市の震度 5 強、全戸停電
軽症者 3 人、住家一部損壊 22 棟

（２）火山噴火

○ 恵庭市に降灰被害を及ぼす可能性のある火山

- ・ 樽前山(常時観測火山(道内 9 火山、全国 50 火山)の一つ)
- ・ 有珠山(同上)
- ・ 恵庭岳

(3) 豪雨／暴風雨

- 昭和 56(1981)年 8 月の低気圧前線と台風による大水害(所謂「56 水害」)をはじめ、前線性降雨や台風による浸水、倒木等の被害が数年に 1 度程度の頻度で発生
- 最近では平成 30(2018)年 9 月の台風第 21 号接近の際、暴風により多数の倒木が発生したほか、飛散物が壁に当たる等して住家の一部損壊が発生

(4) 豪雪／暴風雪

- 平成 4(1992)年 3 月の地吹雪やホワイトアウトの影響により道央自動車道上において車両 186 台の多重事故が発生、死者 2 人、重軽症者 108 名の被害が発生
- 令和 4(2022)年 2 月の石狩地方における局地的な大雪のため、約 1 週間にわたって交通障害により市民生活に多大な影響が発生

2-2 市外における主な自然災害リスク

2-2-1 北海道内（一部に恵庭市内に係る内容を含む。）

(1) 地震・津波

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内に M8.8 程度以上の地震発生確率は 7～40%程度(令和 7(2025)年 1 月 地震調査研究推進本部長期評価)
 - ・根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率は 80%程度(同上)
 - ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 26.5m(令和 3(2021)年 7 月太平洋沿岸津波浸水想定)
- 北海道日本海沿岸の津波浸水想定(平成 29(2017)年 2 月北海道日本海沿岸における津波浸水想定公表について)
 - ・10m以上の津波高となるのは 21 市町村(最大津波高は 26.9m)
 - ・海岸線での津波影響開始時間(±20cm)が最短 10 分以内となるのは 24 市町村
- 内陸型地震(令和 7(2025)年 地震調査研究推進本部 HP)
 - ・道内の主要活断層は 9 箇所
 - ・黒松内低地断層帯の発生確率 … M7.3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下
 - ・サロベツ断層帯の発生確率 …… M7.6 程度、30 年以内に 4%以下
- 過去の被害状況(北海道による)
 - ・平成 5(1993)年北海道南西沖地震 …… M7.8、最大震度 6(推定)
 - 津波の最大遡上高 30m以上
 - 死者・行方不明者 229 人
 - ・平成 15(2003)年十勝沖地震 …………… M8.0、最大震度 6 弱、
 - 津波の最大津波高 4.4m
 - (現地調査による。気象庁技術報告より。)
 - 死者・行方不明者 2 人
 - ・平成 30(2018)年北海道胆振東部地震 … M6.7、最大震度 7、死者 44 人

(2) 火山噴火

- 常時観測火山(9火山)*全国50火山
 - ・ 雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽
- 過去の被害状況
 - ・ 明治33(1900)年以降、十勝岳、有珠山、北海道駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生
 - ・ 平成12(2000)年の有珠山噴火では、避難者数1.6万人

(3) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 北海道地方への年間の台風接近数の平年値(平成3(1991)年～令和2(2020)年の30年平均)は、1.9個(全国は11.7個)と比較的少ないが、これまでも昭和56(1981)年8月の低気圧前線と台風による大水害(所謂「56水害」)をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に平成28(2016)年8月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風(7号・9号・10号・11号)に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生(死者4人・行方不明者2人、住宅被害は、全壊39棟、半壊113棟)
- 北海道の陸上では、平成3(1991)年から令和7(2025)年の間に、51の竜巻等が発生(平成18(2006)年11月に佐呂間町で発生した竜巻では、9人の死者が発生)

(4) 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 平成25(2013)年3月には、道東を中心とした暴風雪により、9人の死者が発生

2-2-2 北海道外

(1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9クラス、30年以内に60～90%程度
- 被害想定 …… 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、被災範囲40都府県(関東、北陸以西)

(3) 富士山(常時観測火山)噴火

- 宝永噴火(1707年)規模の噴火が発生した場合、首都圏を含む広い範囲で降灰被害(富士山火山防災対策協議会(令和3(2021)年6月))

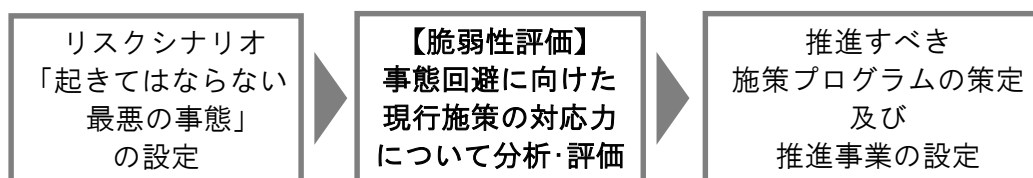
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

恵庭市としては、本計画に掲げる恵庭市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定・改訂ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、恵庭市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、道や全国の国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、道沿岸部における津波被害や首都直下地震、南海トラフ地震など市外・道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた恵庭市の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など恵庭市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、恵庭市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 火山噴火や火山噴出物、土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン・交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

3 評価の実施手順

前項で定めた 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値・データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生（道内）

※起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の末尾にある（道内）（道内/道外）の記述は対応すべきリスクの所在を表す。

道内～道内で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態

道外～道外で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態

（以降、全リスクシナリオに適用）

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化率は全道平均及び全国平均を上回っているが、目標値に未到達であることから、国の支援制度の周知等により耐震化を促進する必要がある。
- 観光客等、多数の者が利用する建造物の耐震化目標は達成しているが、恵庭市観光振興計画に基づく観光客の誘客を推進中であり、観光客を災害から守るため引き続き耐震化を促進する必要がある。
- 学校施設、社会福祉施設、体育施設等の多人数が集まる施設の耐震化は概ね達成されているが、これらの施設は災害時に避難場所等として利用される場合もあることから、耐震化率 100%を維持する必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物等の老朽化対策について、公共施設等総合管理計画、公営住宅等長寿命化計画等の施設毎に定めた長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する必要がある。
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用等を通じ、既存建築物の不燃化や老朽家屋の建て替え、空き家等の有効活用を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等は、地震直後から発生する緊急輸送や避難を円滑かつ確実にするために必要不可欠な道路であることから、関係機関と連携して整備に取り組む必要がある。
- 市が管理している避難所へのアクセス道路等の橋梁については、恵庭市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき予防保全型の修繕を行う必要がある。
- 被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うためには緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の無電柱化を検討する必要がある。
- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、除雪体制を確保する必要がある。

（地盤等の情報共有）

- 道の計画により、地震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化が推進されることとなっており、市の施策への活用要領について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	92.8%（2025）	*全道 91%・全国 87%（2020）
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	97.0%（2021）	*全道 94%・全国 90%（2022）
・公立小中学校の耐震化率	100%（2025）	*全道 99%・全国 99%（2023）
・病院（20 人以上入院可能）の耐震化率	100%（2025）	*全道 80%・全国 80%（2022）

- | | | |
|------------------------------|------------|----------------------|
| ・社会福祉施設の耐震化率 | 調査中（2025） | *全道 88%・全国 92%（2024） |
| ・公立学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 | 100%（2025） | *全道 99%・全国 99%（2023） |

1-2 火山噴火や火山噴出物、土砂災害による多数の死傷者の発生（道内）

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 樽前山において火山災害が発生した場合、市は火山灰の降灰により農作物等に被害が生ずる可能性があるが、住民の避難を要する被害は見積もられていない。
- 土砂災害警戒区域の指定は進捗している一方で、ハザードマップ作成や避難計画については作成途上であることから、これらを促進するとともに、タイムラインの作成等の災害発生時の避難の実効性を高めるための施策及び情報発信を強化する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 地域防災計画において必要な事項を定めており、現行施策で対応可能であるが、内容は逐次見直す必要がある。
- 市内に設置されている砂防ダム等の土砂災害防止施設について、近年の災害発生状況を勘案しつつ定期的に現地の状況を確認し、各施設の整備計画を定める等の適切な維持管理の方法を検討する必要がある。
- 砂防ダム等の施設を将来にわたって機能させるためには、計画的な整備が必要であり、各施設の長寿命化計画の作成について検討が必要である。
- 道が定める山地災害危険区域に該当するエリアは存在しないが、市街地から離れた人家に対して、個別無線機の配布等により確実に災害情報等が伝達できる体制を維持する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害警戒区域指定率 100%（2025）

※ 大規模津波等による多数の死傷者の発生（道内） ～道はリスクシナリオとして提示～

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 恵庭市における津波被害は想定されていないことから、市内の津波被害対策は策定しない。一方、道としては津波被害が予想される地域に対する各種支援や道の施策に対する協力を津波被害が生じない地域から受ける必要があることから、道の施策に協力する形で沿岸地域に対する支援を準備する必要がある。

1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（道内）

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 令和6年度作成したハザードマップの基礎資料は、平成29年～令和元年にかけて作成された最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図を踏まえた内容であり、今後、洪水浸水想定区域図の更新の都度、最新版に修正する必要がある。
- 水害対応タイムラインの作成は令和2年度から実施中であり、引き続き、市内全体に普及するとともに防災訓練等により検証して、実効性を高める必要がある。
- 災害発生時はあらゆる手段を使って情報発信し、避難の実効性を担保する必要がある。
- 近年の全国的な大雨による被害をきっかけに内水ハザードマップの必要性が取り沙汰されていることから、これの作成及び訓練の必要性等について検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 築堤、河道掘削、ダム、遊水地の整備などの治水対策については、近年の大雨災害の状況を踏まえ、改修が必要な個所を点検して、必要な整備を道や国に要望していく必要がある。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について必要な排水機能確保のため、個別施設の長寿命化計画に基づき施設の改良整備、老朽化対策、施設の維持管理を行う必要がある。
- 近年多発しているゲリラ豪雨による下水道被害軽減のための排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプ等について、内水ハザードマップと整合させつつ計画的整備を推進する必要がある。
- 石狩川下流域外減災対策協議会や同協議会千歳川外地域部会において、参加各関係機関、市町村と情報及び認識を共有し、連携しながら各種水防施策を効果的に推進するための仕組みを検討する必要がある。

（地下施設の防災対策）

- 浸水想定区域内に存在する地下歩道、アンダーパス、各種地下施設等について、避難確保計画及び浸水防止計画の作成等、地下施設の防災対策について検討が必要である。

【指標（現状値）】

- | | | |
|----------------|------------|---------------|
| ・洪水ハザードマップ作成状況 | 改訂済み（2024） | *全道 98%（2023） |
|----------------|------------|---------------|

【以下、参考値】

- | | |
|---|---------------|
| ・人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（国管理） | *全道 77%（2020） |
| ・河川改修が必要な区間に対する一定の降雨による浸水被害を防止できる区間の割合（道管理河川） | *全道 60%（2023） |
| ・管理用小水力発電を導入した道管理ダム | *全道 6基（2023） |

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生（道内）

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 暴風雪時において、通行規制等の情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制や優先的に通行を確保する路線の設定及び暴風雪に関する平時からの意識啓発については、概ね対策が講じられた状態にあるが、各事業とも引き続き推進する必要がある。
- 暴風雪対策としての防雪柵や雪崩予防柵等について、気象条件の変化により新たな対策が必要な個所等も含めて整備が必要な個所の把握に努め、道や国に必要な整備を要求する等、計画的な施設整備を推進する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 市道の除雪については、必要な路線を選定して行うとともに、災害時は、緊急輸送道路や避難路を優先して除排雪を実施する必要がある。
- 異常気象に備えるため、石狩南部道路管理協議会を始め関係機関との情報共有を図る必要がある。
- 除雪機械、雪堆積場の確保については、緊急時にも対応できる体制を維持する必要がある。
- 指定避難路の除雪率は100%を維持しているが、災害発生時は優先的に除雪を行う必要がある。
- 除雪機械は当面の必要数を確保しているが、将来に向けて安定した除雪体制を確保するためには、除雪機械の計画的な更新、増強が必要である。

【指標（現状値）】

- | | |
|------------|------------|
| ・ 指定避難路除雪率 | 100%（2025） |
|------------|------------|

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（道内／道外）

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 総合防災訓練や災害対策本部訓練のみならず、他機関との連携強化を図るための訓練実施について検討・研究し、これら訓練の実施に向け調整を行う等して救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する必要がある。
- 緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき現地合同調整所の設置を行うこととしているが、更なる実効性向上のために、国や道の動向を注視しながら、他機関との情報共有に係る方策について検討を行い、現地合同調整所の運用を見据えた資器材の選定、整備を行う等、情報共有体制の整備を検討する必要がある。
- 道は、航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実動訓練のほか、北海道ヘリコプター等運用調整会議等を通じて航空機を保有する関係機関の相互連携を強化し、運航ルールを周知・徹底する等、安全かつ的確な航空機の運航を確保するとしていることから、市は、北海道消防防災ヘリコプターとの連携訓練を定期的実施する等、運用能力の向上に取り組む必要がある。
- 消防組織法に基づく緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練や北海道広域消防相互応援協定に基づく訓練等が実施されており、それぞれ訓練参加している状況であるが、更なる災害対応能力の向上に向けて恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含めて効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 恵庭市を含む北海道内の自衛隊は、20年以上にわたり縮小が続いている。このまま縮小が続くと災害派遣において地元自治体が期待する能力を発揮できなくなる恐れがあることから、市は関係市町村及び関係団体・機関と連携して自衛隊の体制維持・強化を要望中であるが、この取組を引き続き推進する必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資器材の整備）

- 災害発生時の情報収集・共有のための基盤整備として配備したドローンの活用を更に推進する必要がある。また、道が推進する警察ヘリコプター映像伝送システム等の情報基盤の整備と連携して、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有するための体制を検討するとともに、情報基盤の確立に必要な資器材等の更新・配備を計画的に行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・市の防災訓練の実施状況 総合防災訓練（4年に1回）・災害対策本部訓練（毎年1回）
- ・緊急消防援助隊全国合同訓練・地域ブロック合同訓練 年1回（2025）

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症の同時発生（道内／道外）

【評価結果】

（保健所機能等の充実）

- 災害時における保健活動のマネジメントを適切に行えるよう、保健センター職員の研修、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る必要がある。
- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、平素からの予防措置として定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策等、災害時の防疫体制を推進する必要がある。
- 平時における感染症対策として、保健センターでは相談窓口を設置して、業務にあたり必要な体制を確立しているが、対策を万全なものとするためには、相談体制の充実を図るとともに、保健所にも依頼して協力を得る必要がある。

（DMAT、保健医療支援チームによる保健医療支援）

- 道は、DMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応力向上のため、関係機関との連携のもと具体的な災害を想定した実働訓練を実施する計画である。市はこれを受け入れるための体制、例えばDMATの派遣要請、派遣受け後の医師会等とも連携した行動や体制作り等を確立する必要がある、市の各種防災訓練において連携して訓練できるよう事前に調整をしておく必要がある。
- 災害発生時には、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の共有・整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を道が設置することから、これに対応するための窓口や医療救護所の開設等、必要な体制について、保健所と協力して検討を推進する必要がある。

（災害時拠点病院等の機能強化）

- 市内の病院等医療関係施設が、災害発生時に必要な機能が維持できるよう、備蓄燃料や水の確保、施設の耐震化等を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備えて医療機関の自家発電設備等の整備を促進する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 道が社会福祉施設等との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る必要な取組が成果を上げるよう支援していく必要がある。
- 災害時における福祉支援体制を整備するため、道が社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て編成する災害派遣福祉支援チームに、必要な人材が派遣できるよう体制を整備する必要がある。
- 道が官民協働により構築する災害福祉支援ネットワークに関係者が参加し、必要な研修・訓練等が実施できるよう促す必要がある。
- 災害発生時に自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できるよう、道が福祉施設関係団体と締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づく各種施策を受け入れるための体制を充実させる必要がある。

【指標（現状値）】

・DMA Tとの実働訓練の実施回数	0回（2025）
・急病診療所の耐震化	実施済（2025）
・予防接種法に基づく予防接種、麻しん・風しんワクチンの接種率	90.6%（2024）

~~~~~

## 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止（道内／道外）

### 【評価結果】

#### （支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等で災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、他市町村や民間企業・団体等との間で各種協定を締結しているが、これら協定の実効性を確保するために、協定締結団体に加えて地域住民を参加させた防災訓練を実施する等、平時の活動を促進する必要がある。
- 上記内容に加えて、今後も防災の体制を充実させるため、対象業務の拡大等の協定内容見直しを適宜実施する必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国や道からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者との協定に基づく物資提供受け等においては、事前に支援物資の経費負担の有無や調達方法を確認しているところである。このことから、物資拠点施設等への物流専門官の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築する等、現在実施中の取組を更に効果的なものとするため、国、道、市、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取組む必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことが無いよう、緊急輸送用の道路のうち優先して復旧し、通行を確保すべき区間について、必要な検討を進める。  
また、事業者に対して緊急通行車両の事前届け出の啓発を推進する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動は、災害対応において不可欠の要素であり、これら活動を充実させるためには、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入れ体制の整備、災害に関する専門的なボランティアについての情報収集及びネットワーク化の検討を推進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る必要がある。
- 恵庭市花の拠点は、大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点の一つであり、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定等を踏まえ、その機能や活用方法等、施設の在り方を多角的に検討する必要がある。

#### （非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において、応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道は、14の振興局毎に備蓄整備方針を策定し、振興局内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取組むことから、市もこの取組に協力する必要がある。
- これまでも必要な物資の備蓄は計画的に推進しており一定の成果を上げているが、今後は、国や道の助成金等の活用や民間事業者等との協定等を通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要である旨を出前講座や地域FMを通じて啓発を実施中であるが、引き続きこれらの手段の他、SNS等を活用する等して啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を推進する必要がある。
- 避難所の生活にも必要となる懐中電灯や携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、防寒着等の準備についても併せて啓発する必要がある。

- 町内会や自治会、自主防災組織において、助成制度を設けて備蓄・調達を推進しているが、今後は更に進めて、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討する等、地域における備蓄体制の構築を推進する必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともに、その充実を図っていく必要がある。

**【指標（現状値）】**

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 92 件（2025）
- ・ 備蓄計画の推進状況 第 2 期備蓄計画前半 5 か年を終了し後半 5 か年へ移行（2025）
- ・ 非常用発電機の備蓄状況  
95 台保有（2025）  
→ 43 台を防災倉庫等に、52 台を避難所（全 46 か所中 39 か所）に備蓄（2025）
- ・ 非常用ストーブの備蓄状況  
ポータブルストーブ（電源不要）を 211 台保有（2025）  
→ 62 台を防災倉庫等に、149 台を避難所（全 46 か所中 38 か所）に備蓄（2025）  
大型ストーブ（電源必要）を 86 台保有（2025）  
→ 8 台を防災倉庫等に、78 台を避難所（全 46 か所中 23 か所）に備蓄（2025）

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生（道内）

### 【評価結果】

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 恵庭市における指定緊急避難場所及び指定避難所について、収容人数は災害時に想定される避難者数を全て受け入れ可能であり耐震性も確保されているが、物資の備蓄、避難所毎の各別の運営マニュアル作成等、適切な管理のための取組を推進する必要がある。
- 自主防災組織の活動カバー率は全国平均を超えているが、最終的には 100%を目標として、市内全域において住民が主体の運営体制が構築できるよう支援する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所は、当面の必要数は確保されているが、開設状況や避難方法に関して、要配慮者への情報伝達体制の構築、福祉避難所の対象者、位置付け等に関し住民への普及啓発に取組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含めて整備が行われているが、引き続き各施設の事情及び地域の実情に応じた施設整備や修繕を計画的に促進する必要がある。
- 市内では生活環境の整った避難所が十分に確保できない場合に実施する広域避難について、国・道の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する必要がある。

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 市は、災害発生時、炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応等、避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備等の簡易ベッド及びプライバシー確保用資材の調達・確保、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上等、避難所における良好な生活環境を確立できるよう備蓄や体制作りを推進中であり、引き続きこれらの施策を促進する必要がある。また、感染症対策に配慮した避難所運営について、検討する必要がある。
- 在宅避難や車中泊による避難等、避難所以外の避難者に対する対応、特に物資の配送や災害関連死予防のための処置等、未だ施策が確立していない事項が多いため、対応方法を検討する必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、恵庭市第2期災害用物資備蓄計画に基づき、市が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携し停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレ等の備蓄を推進する必要がある。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証を行い、積雪や寒冷な気候と暑さへの対策の両立、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を推進する必要がある。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練、避難所運営訓練は、早急に着手し、市内に普及する必要がある。
- 厳冬期特有のリスクについて、防災教育を通じた普及啓発を更に促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・福祉避難所の確保状況 100% (2019) \*全道100%

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 市内外における行政機能の低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱 (道内／道外)

##### 【評価結果】

##### (道及び市町村の災害対策本部機能等の強化)

- 市の災害対策本部の機能強化に向け、定期的な訓練・研修等を通じ、職員の参集範囲や各対策部の業務内容、情報の収集・集約体制、連携方法等を検証し、必要に応じて見直しを行う。
- 本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料等の非常用備蓄は、これまでも進めてきたが、機能強化のため引き続き計画的に備蓄を推進する必要がある。
- リエゾンとして市に派遣される者を含んだ研修や訓練のほか、広域的な災害や大規模停電に関する情報等の共有について、国、道、振興局、近隣市町村との連携を強化する必要がある。
- 市の災害対策本部の機能発揮のため、地域防災計画や業務継続計画等の見直し、定期的な職員の訓練・研修による災害対応能力向上、本部機能の維持・向上に必要な資機材の整備、業務運営要領の検討とマニュアルの見直しを促進する必要がある。
- 地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団について、地域住民の平均年齢の上昇、担い手である若手の不足等により充足向上は困難な状況にあるが、災害発生時の運用要領の工夫や資器材の更新等により機能強化を促進する必要がある。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持・確保に不可欠な市役所庁舎、消防本部等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備は概ね終了しているが、将来の施設老朽化や耐震基準の見直しの可能性も念頭に置いて必要な処置を講ずるとともに、電源装置を稼働させる燃料の備蓄は、最近の災害の状況を踏まえて概ね72時間分を準備する必要がある。
- 停電時の電源確保は、外国人観光客を含む被災者にとって情報収集や連絡のための手段である携帯電話の充電等に不可欠であり、必要に応じて庁舎等を開放する等して電源の提供に努める必要がある。

##### (道及び市町村における業務継続体制の整備)

- 災害発生時における市の業務継続体制を確保するため、市の業務全体を対象とした業務継続計画を策定しているが、防災訓練等を通じて実効性を検証し、必要に応じて計画を見直すほか、国の地方支分局並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継続計画と整合させるよう着意し、必要な場合は協同して検証を行う等、所要の対策を講ずる必要がある。

##### (ICT部門における業務継続体制の整備)

- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続のため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練を実施しているところであるが、これらの施策は引き続き実施するとともに、業務継続計画にICT部門の計画(ICT-BCP)を含めるよう見直し、その後は計画に基づいて各種の取組を推進する必要がある。

#### （道内外の自治体との応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制を確保するため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会・市長会による応援協定等の効果的な運用方法を検討するとともに、道外自治体、近隣市町村との広域応援・受援体制の実効性を高める必要がある。
- 他自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、予め依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等を選定する等して受援体制を構築するとともに、応援職員の派遣に備えて職員研修や応援活動に必要な事務機器等を準備する必要がある。
- 職員の派遣に当たっては、過去に派遣された経験のある職員のリストを活用する等、地域や災害の特性を考慮するとともに、防災担当以外の職員に対しては、研修等により災害対応能力を向上させる必要がある。また、広域的な調整やノウハウの提供等については、道の支援を受ける必要がある。

#### （行政情報等のバックアップ体制の整備）

- 大規模災害時の政府機能のバックアップについて、国の取組状況を見極めながらバックアップに必要な受け入れ環境の整備、誘致活動等の必要な取組を推進する必要がある。
- 道が行う政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担うため民間データセンターの立地促進や情報基盤の整備等必要な取組に協力する必要がある。

#### （北海道警察による警備体制の強化）

- 道が策定した北海道警察災害警備計画に基づく災害時の警察の活動や全国から来道する広域緊急援助隊が取り組む救助活動、治安維持等に協力する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

|             |                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------|
| ・消防団員数      | 84 人（2025）＊全道 22,697 人（2024）・全国 762,670 人（2023） |
| ・庁舎の耐震化率    | 100%（2025）＊全道 73.2%（2025）・全国 90.6%（2025）        |
| ・業務継続計画策定状況 | 策定済（2022）                                       |
| ・受援計画策定状況   | 策定済み（2023）                                      |

#### (4) 経済活動の機能維持

##### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞（道内／道外）

###### 【評価結果】

###### （本社機能や生産拠点等の立地）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点等の恵庭市への移転、立地に向け、国や道の施策等の活用も検討しながら取組を推進するとともに、人材確保の支援を併せて行う必要がある。
- 恵庭市を含む地域において災害が発生することで企業が抱く立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、災害からの復旧状況や電力の安定供給等についての正確な情報を市外に向けて発信する必要がある。

###### （企業における事業継続体制の強化）

- 大規模災害時における経済活動の継続を確保するため、「北海道版BCP作成の手引き」の配布・普及や産業支援機関との連携による支援等により、市内の企業等に対する事業継続計画の策定を促進する必要がある。
- 商工会議所が市と共同で策定する事業継続力強化支援計画については、計画策定済みであり、これに基づいて市内の企業等に対する事業継続化計画策定を促進する必要がある。

###### （被災企業等への金融支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、被災企業に対する金融支援策について検討するとともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する必要がある。

###### 【指標（現状値）】

・事業継続力強化支援計画

策定済み（2025）

##### 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響（道内／道外）

###### 【評価結果】

###### （陸路における流通拠点の機能強化）

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、市内において流通機能の拠点となりうる施設の選定や選定した施設に対する機能強化、対災害性向上等の取組を進める必要がある。

###### 【参考値】

- ・北海道太平洋側港湾BCP及び道央圏港湾BCPにおける防災訓練を実施した港湾数  
9港湾（2024）

#### 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響 (道内／道外)

##### 【評価結果】

##### (食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず全国の食料基地として重要な役割を担う北海道において、農業生産の一翼を担う市として、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、老朽化対策や耐震化等の防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進するとともに、国営及び道営土地改良事業や基幹水利施設の維持管理を実施する必要がある。

##### (農水産業の体質強化)

- 市の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策として、新規就農者の継続的な育成・確保、地域計画による農地集積を推進する必要がある。  
また、主要農作物等の種子の安定供給やロボット、A I、I o Tの活用等に代表されるスマート農業の推進に向けて、研究会や協議会等関係機関と協力して導入・普及啓発について取り組む等、持続的な農水産業経営に資する取組を継続する必要がある。

##### (道産食料品の販路拡大)

- 大規模災害時においても食料を安定して供給するためには、平時から十分な生産量を確保することが重要であり、農商工等連携推進事業や地場産品P R事業を通じて食のブランド化や高付加価値化に向けた取組を推進し、農水産物や加工食品の販路を拡大する必要がある。

##### (道産農産物の産地備蓄の推進)

- 水稻・畑作・野菜や畜産など多様な農畜産物の食糧生産基地として、災害時における安定供給に向けて関係機関との連携による協力体制を整備する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ・ 中心経営体の農地集積率 | 87.8% (2025)      |
| ・ 農業産出額       | 51 億 6 千万円 (2025) |

#### 4-4 農地・森林や生態系等の被害による国土の荒廃・多面的機能の低下（道内）

##### 【評価結果】

##### （森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地被害防止のため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進できるよう、林業の担い手を育成・確保するべく、森林整備担い手対策推進事業を活用した森林作業員（市内従事者 8 名）の就労の長期化・安定化を実施中である。これらを踏まえて、現施策を継続的に実施するほか、北海道林業・木材産業人材育成支援協議会及び石狩地域林業担い手確保推進協議会への支援・参画により新規就労者の確保・育成を図る必要がある。
- エゾシカ等の野生鳥獣による森林被害の防災対策を推進することにより、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。  
また、災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止する等、森林が持つ防災・減災などの多様な機能を発揮させるため、造林・間伐等の適切な整備・保全や人工林の間伐・植樹等による適切な維持管理が必要である。

##### （農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地は、食料供給の生産基盤であるとともに、洪水の防止や土壌浸食の防止、水資源の涵養など多面的機能を果たしており、これらの資源の適切な保全管理を継続するとともに農村環境の保全を効果的に進めるため地域共同活動による取組みを推進する必要がある。  
また、農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持できるよう、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、地域資源の保全活動及び共同活動への支援を行う必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・ 森林が持つ防災・減災等の多様な機能を発揮させるために整備する人工林の面積  
122ha（2025）

## (5) 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶（道内）

#### 【評価結果】

#### （関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係機関との情報共有及び住民への迅速な情報提供のため北海道防災情報システムの効果的な活用法について検討が必要である。
- 関係機関相互の連絡員派遣は、自衛隊等の一部機関との間では要領が確立されているが、防災会議構成員の所属団体・事業所を始め全関係機関との連絡体制については、引き続き強化する必要がある。
- 監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、防災訓練等を通じて効果的な運用方法に習熟する必要がある。
- 老朽機器の計画的な更新を促すため、必要に応じて道や国に要望する必要がある。
- 通信回線を構成するための機材は、必要な種類は揃えているが、数量については必要最低限であり、停電対策や計画的な更新により常に機能が発揮できる状態を維持するとともに、通信手段の更なる多様化・多重化を促進する必要がある。

#### （住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難指示等に係る具体的な発令基準」について普及を図る必要がある。
- 市の防災無線は100%稼働しており、定期的な整備によりこれを維持する必要がある。
- 災害時の情報収集・伝達に必要な公衆無線LAN機能は未活用であり活用要領を検討する必要がある。
- 北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化に対応し得るよう職員の操作能力を向上させる必要がある。
- 災害情報伝達手段の多重化(恵庭市メール配信サービス、緊急速報エリアメールの活用等を含む)についても促進する必要がある。
- 災害情報の提供においてラジオ、特に地域コミュニティFM局が有効であることは、平成30年北海道胆振東部地震の際に実績が残っていることから、連携促進が必要である。また、災害発生時に同局を有効に機能させるため、予備放送設備、予備電源の確保、中継局の整備を促進する必要がある。
- 災害時の安否情報を的確に収集し提供するため、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、体制を整備する必要がある。
- 車両への交通情報提供を目的とした設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の交通信号機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備の他、平時における保守点検を道が推進することから、これに協力できるよう、各設備の稼働状況等に関する情報を収集し、道や関係機関に提供する必要がある。
- デマや根拠のない情報の流布を防ぐため、災害対策本部等において関係機関と報道関係の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する必要がある。
- 日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震に関連する施策について、平時からの周知を継続的に行う必要がある。

#### （外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時、外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討を進める必要がある。
- 道は、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時には観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施やホテル等の観光関連施設におけるソフト面の防災対策等の施策を計画している。このため、市は、道が実施する施策に応じて、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する必要がある。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記、また観光地における案内表示等の多言語化は逐次推進しているが、引き続き促進する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者等に対する避難誘導等の支援を迅速かつ適切に行うために避難行動要支援者の状況を掌握しているが、各町内会、自主防災組織等において避難行動要支援者の情報を活用し、安全に避難が出来る体制の構築が必要である。

#### （冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の交通機関の運行停止により観光客を含む多数の移動・帰宅困難者が発生する可能性があることから、冬季の積雪寒冷等、厳しい自然条件も踏まえると、市内における移動・帰宅困難者の対策として、一時避難場所の確保とその周知・啓発等、避難対策の取組を進める必要がある。

#### （地域防災活動、防災教育、防災に関する周知・啓発の推進）

- 地域の防災意識は着実に向上しているが、更なる地域防災力の強化に向けて、「地域防災マスター」制度の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化等の取組を推進する必要がある。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成のためには、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、道が推進する事業である、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」（構成員：個人や企業、団体、大学、関係機関、NPO等）や「防災教育アドバイザー制度」（登録メンバー：防災に関する専門的知識を有する方々）等の枠組みを活用した取組を推進する必要がある。
- 学校教育においては、体験型防災教育「防災キャンプ」「一日防災学校」等を通じて、学校関係者及び児童生徒の防災意識向上に向けた取組を進めているが、今後は、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施等、更に効果的な教育となるよう充実を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

|                 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| ・自主防災組織活動カバー率   | 93.9% (2024) * 全道 75.6% (2023) ・全国 85.4% (2025) |
| ・防災無線稼働率        | 100% (2025)                                     |
| ・地域FM放送のエリアカバー率 | 100% (2025)                                     |
| ・要支援者掌握率        | 100% (2025)                                     |
| ・一日防災学校実施状況     | 市立3校 (2024) ・道立1校 (2025)                        |

## 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止（道内／道外）

### 【評価結果】

#### （再生可能エネルギーの導入拡大）

- 道が計画する、再生可能エネルギーの導入拡大に向けたエネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積等、関連施策の推進に協力するとともに、家庭部門に関する普及啓発や各公共施設管理者に対する情報発信、将来的に民間事業者が活用できる仕組みの構築等に取り組む必要がある。

#### （電力基盤等の整備）

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及、電源の多様化、分散化の推進について検討する必要がある。

#### （電気事業者等との連携）

- 災害発生時において停電の発生や復旧の目処等の情報を迅速に把握し、市民へ発信するため、道や近隣市町村との連携・情報共有のほか、現在締結している電気事業者等との協定を維持・拡充する等して、国や道、電気事業者等との連携強化を図る必要がある。

#### （多様なエネルギー資源の活用）

- 燃料電池自動車（ＦＣＶ）の普及等、水素需要の拡大や天然ガス・地熱の利用、メタンハイドレートの資源化、廃棄物の電力・熱利用等、エネルギー構成の多様化に向けた取組について道や国が推進しており、市としてもこれら取組の推進について検討する必要がある。
- 道が進める石炭地下ガス化やクリーンコール技術開発、石炭の採掘技術継承等、石炭資源の有効活用に向けた取組について、市の立場における関わり方や協力の在り方等について検討する必要がある。

#### （避難所等への石油燃料供給の確保）

- 市では現在、石油供給関連事業者との協定締結を進めており、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定供給されるよう平時からの情報共有・連携を促進するよう努めているが、今後も協定締結対象者を増やす等、引き続き本施策を推進する必要がある。
- 停電時も円滑な燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートＳＳを周知するとともに、事業者も含めた防災訓練を実施して災害発生時の対応能力を向上させる必要がある。

### 【指標（現状値）】

・市内の地域サポートＳＳ数

6 か所（2025）

### 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止（道内）

#### 【評価結果】

##### （水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、急所施設及び避難所等の重要施設への配水管について耐震化を図るとともに、災害時においても給水機能を確保するため、市の水道事業管路更新計画に基づいた配水管支管の耐震化を図る必要がある。

##### （水道施設の防災機能の強化）

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、給水車や緊急貯水槽を整備し、毎年実施する給水訓練等により、応急給水体制を構築しているところであるが、市内各地へ給水できるよう浄水場へのアクセス道路を整備する必要がある。
- 日本水道協会主催の研修会に参加する等、人材育成に取り組んでいるところであり、引き続き施策を継続する必要がある。

##### （下水道BCPの見直し）

- 災害時に備えた下水道のBCPは平成29年に策定済みであり、国の策定マニュアルの改訂に伴い見直す必要がある。

##### （下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道の耐震化計画に基づき耐震化を進めており、管渠施設の重要な幹線および処理場施設や重要な施設の耐震化を促進する必要がある。
- スtockマネジメント計画に基づく点検調査及び修繕改築を実施中であり、今後は5年ごとに計画を改定し、施策を継続する必要がある。
- 単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を、当面、令和6年度末の合併浄化槽による水洗化・生活排水処理人口1,013人からの向上を目指して、引き続き転換を促進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率
  - L1：レベル1地震動(概ね震度6弱未満) 100% (2025)
  - L2：レベル2地震動(概ね震度6強) 81.6% (2025)
- ・ 配水支管の耐震化率(L1) 97.1% (2025)
- ・ 配水支管のうち重要施設管路耐震化率(L2) 44.2% (2025)
- ・ 下水道BCP 策定済み (2025)
- ・ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策 耐震化計画策定済み (2025)
- ・ 下水道施設の長寿命化計画 スtockマネジメント計画策定済み (2025)
- ・ 合併処理浄化槽による水洗化・生活排水処理人口 1,013人 (2025)

#### 5-4 地域交通ネットワークの機能停止（道内／道外）

##### 【評価結果】

##### （交通ネットワークの整備）

- 市内の各地域は、主として河川と鉄道により分断されており、災害時における市内の交通分断を回避するためには、鉄道や河川を跨ぐ交通路や避難路となる道路等の整備を計画的に推進する必要がある。

##### （道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落等要対策箇所への対策工事について、路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な個所等の把握に努める等、計画的な整備を推進する必要がある。
- 橋梁の耐震化は、市の橋梁耐震補強計画に基づき実施済みであり、引き続き維持管理を推進する必要がある。
- 道路や橋梁、道路照明などの道路施設の老朽化対策は、個別施設毎の長寿命化計画に基づき点検・診断を完了しており、今後は5～10年毎に計画的な点検・診断を行い、状況によっては新技術の導入を検討する必要がある。
- 橋梁長寿命化修繕事業及び架替事業を推進中であり、引き続き点検・診断結果に基づく適切な施設の維持管理・更新等を実施する必要がある。

##### （鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能の維持に寄与できるよう、鉄道周辺に存在する建築物の耐震化等、対災害性の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- 国、道、市町村、鉄道事業者等が連携して適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け必要な検討、取組が進められていることから、市としての協力の在り方について検討する必要がある。

##### （災害時における多様な交通手段の活用）

- 大規模災害時にガソリン不足や交通渋滞の発生等により移動手段として自転車活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な多様な交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法の在り方等について検討する必要がある。

##### 【指標（現状値）】

- ・生活道路舗装率 97.2%（2024）
- ・橋梁耐震補強計画に基づく耐震補強 5 施設中 5 施設実施済み（2025）
- ・鉄道横断施設管理計画に基づく修繕事業 2 施設実施済み（2025）
- ・幹線道路等舗装修繕計画に基づく幹線道路舗装補修事業 9km 中 2.6km 実施済み（2025）
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事及び架け替え事業 24 橋実施済み（2025）
- ・舗装長寿命化修繕計画に基づく道路補修 実施区間 0km（2025）
- ・道路付属物長寿命化計画に基づく道路照明の更新 190 基（2025）

## (6) 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ（道内／道外）

【評価結果】

(市における災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物の迅速な処理について、令和２年度に市の災害廃棄物処理計画を策定しており、今後は発災時の「災害廃棄物処理実行計画」が、より効果的かつ円滑に策定できるよう適宜見直しを推進する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 発災後の迅速な復旧・復興に資する土地境界の把握に必要な地籍調査は既に完了しており、今後は、変化事項の有無について定期的に調査・確認するとともにバックアップを作成する必要がある。

**（仮設住宅等の迅速な確保）**

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明の土地に関して、国や道の動向を踏まえながら円滑な収用手続き等を検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査等の業務に関し、道や他市町村間の効果的な相互支援要領について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害廃棄物処理計画 策定済み（2025）
- ・地籍調査進捗率 60％（2025）  
（緊急に地籍を明確にすべき地域の地籍調査は完了）  
＊全道 62％（2025）

## 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下 (道内/道外)

### 【評価結果】

#### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロール等の応急対策を効果的に実施するため、専門的技術を有し、地域事情にも精通した建設業協会とは、災害発生時の応援協定を締結しているが、協定に基づき各事業者の効果的な活用を図る等、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する必要がある。

#### (建設業の担い手確保)

- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備等が平時における強靱化の取組として挙げられるが、これらの推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者等の担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進等、関係団体等と連携した取り組みを推進する。

#### (技術職員による応援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、相互応援協定や姉妹都市、友好都市等の枠組みを活用して、行政職員の応援・受援体制を強化する必要がある。
- 道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、連絡会議の枠組みを活用して体制を強化する必要がある。

#### (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるためには、市内の各種コミュニティが災害時に相互支援できるような交流又はネットワーク構築できる施策を検討する必要がある。
- 恵庭市観光振興計画において規定したガーデンツーリズムの充実により地域の活性化を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

- ・ 市内建設業就業者における 15～29 歳の構成比  
推計 9.5% (2025) \* 全道 9.5% (2023) ・ 全国 11.6% (2023)

## 第4章 恵庭市強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、恵庭市における強靱化施策の取組方針を示す「恵庭市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くある。このため、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

### 3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、恵庭市が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

※注釈：推進事業の設定は総合計画（実施計画）の策定と並行して実施中であり、本素案に記述した推進事業は、仮置きとなります。

## 【恵庭市強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、市町村、民間の 4 区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 当該施策プログラムがターゲットとする自然災害リスクの所在（道内または道外）を末尾に《 》書きで記載（＊ 道内災害、道外災害のいずれにも対応する施策（道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含む）には、《道内・道外》と併記）
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

### 1. 人命の保護

#### 1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

##### （住宅・建築物等の耐震化）

- 「恵庭市耐震改修促進計画」に定める住宅の耐震化目標達成に向けて、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 近年増加する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 学校施設、社会福祉施設、体育施設等、多くの住民が利用する公共施設等について、耐震化を促進するとともに、目標を達成した以降はこれを維持する。〔国、道、市、民間〕《道内》

##### （建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物等の老朽化対策について、公共施設等総合管理計画、公営住宅等長寿命化計画等の施設毎の長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、市〕《道内》
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用等を通じ、既存建築物の不燃化や老朽家屋の建て替え、空き家の有効活用の促進を図る。〔国、道、市、民間〕《道内》

### （緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な市街地等における緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、無電柱化の検討及び橋梁の定期的な点検、計画的な修繕を促進する。〔国、道、市〕《道内》
- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、除雪体制の確保に留意する。〔国、道、市〕《道内》

### （地盤等の情報共有）

- 国が実施する地震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化の推進について、進捗状況を把握し、市の施策への活用要領について検討する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップの作成をはじめとする変動予測調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。〔国、道、市〕《道内》

### （防火対策・火災予防）

- 消防法令違反の是正や住宅用防災警報器設置等による住宅防火対策の推進や、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。〔国、道、市〕《道内》

#### 《指 標》

|                               |             |   |            |
|-------------------------------|-------------|---|------------|
| 住宅の耐震化率                       | 92.8%（2025） | ⇒ | 95%（2030）  |
| 多数の者が利用する建築物の耐震化率             | 97.0%（2025） | ⇒ | 100%（2027） |
| 病院（20人以上入院可能）の耐震化率            | 100%（2025）  | ⇒ | 維持         |
| 公立小中学校の耐震化率                   | 100%（2025）  | ⇒ | 維持         |
| 公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 | 100%（2025）  | ⇒ | 維持         |

### 《推進事業》

災害対策事業【総務部】  
地域防災計画の推進【総務部】  
公共施設等総合管理計画の推進【総務部】  
島松地区複合施設整備事業【企画振興部】  
柏陽地区複合施設整備事業【企画振興部】  
子ども発達支援センター長寿命化【子ども未来部】  
木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業【建設部】  
市営住宅柏陽・恵央団地建替事業【建設部】  
市営住宅長寿命化改修事業【建設部】  
公園施設長寿命化改修事業【建設部】  
街区公園再整備事業【建設部】  
恵み野中央公園改修事業【建設部】  
柏陽団地解体事業【建設部】  
旧公共施設解体事業【建設部】  
橋梁長寿命化事業【建設部】  
小・中学校施設長寿命化改修事業【教育部】  
市民会館耐震化等改修事業【教育部】  
図書館施設等改修事業【教育部】  
学校給食センター維持管理事業【教育部】  
学校施設維持管理事業【教育部】  
市民会館維持管理【教育部】  
地区会館維持管理【教育部】  
消防庁舎改修整備事業【消防本部】  
常備消防資器材整備事業【消防本部】  
消防団資器材整備事業【消防本部】  
消防車両更新整備事業【消防本部】  
消防施設・資器材等の整備・更新【消防本部】  
住宅防火対策【消防本部】  
防火対象物の防火安全対策【消防本部】  
個別施設計画の推進【各部共通】

## 1-2 火山噴火や火山噴出物、土砂災害による多数の死傷者の発生

### （警戒避難体制の整備等）

- 常時観測の対象である樽前山について、常に情報収集するとともに、道や関係機関と連携して警戒体制や支援・協力体制の整備を進める。〔国、道、市〕《道内》
- 土砂災害による被害の低減に向けて基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップ、タイムラインの作成を促進するとともに避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。〔国、道、市〕《道内》

### （砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 予想される火山災害に対しては、恵庭市地域防災計画（火山編）に基づき対応できるよう同計画の見直しを推進する。〔国、道、市〕《道内》
- 土砂災害の恐れがある個所に設置されている砂防ダム等の土砂災害防止施設について、近年の災害発生状況を勘案しつつ定期的に現地を確認し、施設毎の整備計画や老朽化に備えた長寿命化計画を定める等の適切な維持管理方法を検討する。〔国、道、市〕《道内》
- 市街地から離れた人家に対して、個別無線機の配布等により確実に災害情報等が伝達できる体制を構築して、これを維持する。〔国、道、市〕《道内》

#### 《指 標》

土砂災害警戒区域の指定率

100%（2025）



維持

#### 《推進事業》

地域防災計画の推進【総務部】  
自衛隊連絡調整業務【総務部】  
防衛施設周辺対策事業【総務部・建設部】

## ※ 大規模津波等による多数の死傷者の発生（道のリスクシナリオへの対応施策）

### （津波避難体制の整備）

- 道の計画等に基づき、津波被害が予想される沿岸部に対する必要な支援について道と調整・検討する。

#### 《推進事業》

地域防災計画の推進（道の施策への協力）【総務部】

### 1-3 突発的又は広域的な洪水、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### （洪水・内水ハザードマップの作成）

- 国や道から提供される基礎資料である想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、更新の都度、適時に入手し、洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練等の実施を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信について強化を進める。〔国、道、市〕《道内》
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や近年の内水被害発生状況等を踏まえて、内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施について検討を促進する。〔道、市〕《道内》

#### （河川改修等の治水対策）

- 築堤、河道掘削、ダム、遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨災害の状況を踏まえ、改修が必要な箇所等について点検・確認するとともに、必要な整備を関係機関と連携して道や国に継続的に要望する。〔国、道、市〕《道内》
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について必要な治水機能を確保するため、各施設の改良整備、老朽化対策、施設の維持管理を適切に行えるよう、施設毎に長寿命化計画の作成を検討する。〔国、道、市〕《道内》
- 流域の特性や課題に応じ、洪水調整機能の向上を図るなど、既設ダムを有効活用するダム再生の取組を推進する。〔国、道〕《道内》
- 近年多発しているゲリラ豪雨による下水道被害軽減のための排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプ等について、内水ハザードマップとの整合を含めた計画的整備の推進について検討する。〔国、道、市〕《道内》
- 市が参加している石狩川下流域外減災対策協議会や同協議会千歳川外地域部会において、参加各関係機関・市町村と連携し、各種水防施策を効果的に推進するための仕組みを検討する。〔国、道、市〕《道内》

#### （地下施設の防災対策）

- 浸水想定区域内の地下歩道、アンダーパス、各種地下施設等について、避難確保計画及び浸水防止計画の作成等、地下施設の防災対策について検討する。〔国、道、市、民間〕《道内》

#### 《指 標》

洪水ハザードマップの作成状況

作成済み（2025）⇒ 逐次見直し

**《推進事業》**

災害対策事業【総務部】

防災マネージャーの設置【総務部】

農業水路等長寿命化・防災減災事業【経済部】

国営造成施設（揚水機場）管理事業【経済部】

内水排水施設管理事業【経済部】

治水対策事業【建設部】

河川活動推進事業【建設部】

千歳川河川整備促進【建設部】

千歳川流域水害対策計画の推進【建設部】

下水道管路整備事業【水道部】

#### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

##### （暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等の情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。〔国、道、市〕《道内》
- 暴風雪対策としての防雪柵や雪崩予防柵等について、気象条件の変化により新たな対策が必要な個所等も含めて整備が必要な個所の把握に努め、道や国に必要な整備を要求する等、計画的な施設整備を推進する。〔国、道、市〕《道内》

##### （除雪体制の確保）

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保等、相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路の除雪を強化する。〔国、道、市〕《道内》
- 将来に向けて安定した除雪体制が確保出来るよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。〔国、道、市、民間〕《道内》

##### 《指 標》

指定避難路除雪率

100%（2025） → 維持

##### 《推進事業》

除雪車更新事業【建設部】

雪対策基本計画の推進【建設部】

雪堆積場の確保【建設部】

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

### 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### （防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 道が計画する各種防災訓練に積極的に参加するほか、恵庭市内における各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか流通業者や運輸事業者等の官民の防災機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置等、救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》
- 道は、航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実動訓練のほか、北海道ヘリコプター等運用調整会議等を通じて航空機を保有する関係機関の相互連携を強化し、運航ルールを周知・徹底する等、安全かつ的確な航空機の運航を確保するとしていることから、市は、北海道消防防災ヘリコプターとの連携訓練を定期的実施する等、運用能力の向上に取り組む。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 緊急消防援助隊や北海道広域消防相互応援隊等の災害対応能力強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含めて効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。〔国、道、市〕《道内・道外》

#### （自衛隊体制の維持・拡充）

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、恵庭市内はもとより、道内各地に配備されている部隊、人員、装備の維持・拡充に向けて、道及び関係市町村と連携した取組を推進する。〔国、道、市〕《道内・道外》

#### （救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 市の災害対応能力の強化に向け、道が推進する警察ヘリコプター映像伝送システム等の情報基盤の整備と連携して、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有するための体制を検討するとともに、情報基盤の確立に必要な資機材等の更新・配備を計画的に行う。〔国、道、市〕《道内》

#### 《指 標》

市の防災訓練実施状況

総合防災訓練（2023）⇒次回実施予定（2027）

緊急消防援助隊全国合同訓練・地域ブロック合同訓練参加状況

年1回（2025）⇒継続

**《推進事業》**

防災訓練実施事業【総務部】  
防衛施設周辺対策事業【総務部】  
自衛隊連絡調整業務【総務部】  
消防庁舎改修整備事業【消防本部】  
常備消防資器材整備事業【消防本部】  
消防団資器材整備事業【消防本部】  
消防車両更新整備事業【消防本部】  
消防施設・資器材等の整備・更新【消防本部】  
札幌圏消防共同指令センター事業【消防本部】  
消防救急デジタル無線共同整備事業【消防本部】  
消防水利施設更新整備事業【消防本部】  
緊急消防援助隊事業【消防本部】  
救急資器材整備事業【消防本部】  
応急手当普及啓発活動推進事業【消防本部】  
AED普及促進事業【消防本部】  
救急車両適正利用推進事業【消防本部】  
救急高度シミュレーター整備事業【消防本部】

## 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能の麻痺、大規模な災害と感染症の同時発生

### （保健センター機能の充実）

- 災害時における保健活動のマネジメントを適切に行えるよう、保健センター職員の研修、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る。〔道、市、民間〕《道内》
- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策等、災害時の防疫体制を推進する。〔国、道、市〕《道内》
- 平時における感染症対策として、保健センターにおける相談体制の充実を図るとともに、管内及び市内の医療や検疫体制の調整について保健所に依頼する。〔国、道、市〕《道内》

### （被災時の保健・医療支援体制の強化）

- 道は、DMA T（災害派遣医療チーム）の災害対応力向上のため、関係機関との連携のもと具体的な災害を想定した実働訓練を実施する計画であり、市の各種防災訓練において、DMA Tへ派遣要請、派遣後の活動要領等を事前に確立した上で、連携した訓練ができるよう調整を推進する。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》
- 災害発生時には、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の共有・整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を道が設置することから、これに対応するための窓口や医療救護所の開設等、必要な体制について、保健所と協力して検討を推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 市内の病院等医療関係施設における備蓄燃料や水の確保、施設の耐震化等を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備えて緊急時に必要な機能が維持できるよう、医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。〔道、市、民間〕《道内》

### （災害時における福祉的支援）

- 道が社会福祉施設等との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る必要な取組を支援する。〔道、市、民間〕《道内》
- 災害時における福祉支援体制を整備するため、道が社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て組成する災害派遣福祉支援チームに、必要な人材が派遣できるよう体制を整備する。また、同じく道が官民協働により構築する災害福祉支援ネットワークに対する関係者の派遣や必要な研修・訓練等の実施を推奨する。〔道、市、民間〕《道内》
- 道が福祉施設関係団体と締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制充実を図る。〔道、市、民間〕《道内》

《指 標》

|                            |             |                |
|----------------------------|-------------|----------------|
| DMA Tとの実動訓練実施回数            | 0回（2025）    | ⇒ 実動訓練実施（2027） |
| 急病診療所の耐震化                  | 実施済み（2025）  | ⇒ 維持           |
| 予防接種法に基づく予防接種、麻疹風疹ワクチンの接種率 | 90.6%（2024） | ⇒ 現状値以上（2030）  |

《推進事業》

防災訓練実施事業【総務部】  
災害時応援協定事務【総務部】  
予防接種事業【保健福祉部】  
感染症対策事業【保健福祉部】  
救急医療対策事業【保健福祉部】

## 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### （物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援等で災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、他市町村や民間企業・団体等との間で締結している各種協定について、これらの協定に基づく防災訓練に住民の参加も加える等平時の活動を促進し、協定の実効性を確保するとともに、対象業務の拡大等の協定内容見直しを適宜実施する。〔道、市、民間〕《道内・道外》
- 災害時に必要な物資を確保する一助とするため、恵庭市を含む近隣・近郊地域と地理的に離れた地域との両方において、地域間交流を深めるための取組を推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国や道からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者との協定に基づく物資提供受け等においては、事前に支援物資の経費負担の有無や調達方法を確認する。また、物資拠点施設等への物流専門官の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築する等、国、道、市、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことが無いよう、緊急輸送用の道路のうち優先して復旧し、通行を確保すべき区間について、必要な検討を進める。また、事業者に対して緊急通行車両の事前届け出の啓発を推進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向けて、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入れ体制の整備、災害に関する専門的なボランティアについての情報収集及びネットワーク化の検討を推進するとともに3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。〔道、市、民間〕《道内》
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点の一つである花の拠点について、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定等を踏まえ、その機能や活用方法等、施設の在り方を多角的に検討する。〔道、市、民間〕《道内・道外》

### （非常用物資の備蓄促進）

- 大規模災害時において、応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道は、14の振興局毎に備蓄整備方針を策定し、振興局内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組むことから、市もこの取組に協力する。〔道、市〕《道内》
- 国や道の助成金等の活用や民間事業者等との協定等を通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。〔道、市〕《道内》

- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用する等して啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を推進する。この際、避難所の生活にも必要となる懐中電灯や携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、防寒着等の準備についても併せて啓発する。〔道、市、民間〕《道内》
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討する等、地域における備蓄体制の構築を推進する。〔市〕《道内》

#### 《指 標》

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） | 92 件（2025）⇒ 現状値以上（2030）  |
| 備蓄計画策定状況                | 策定済み（2025）⇒ 逐次見直し        |
| 非常用発電機備蓄状況              | 95 台（2025）⇒ 維持           |
| 非常用ポータブルストーブ備蓄状況        | 211 台（2025）⇒ 338 台（2030） |
| 非常用大型ストーブ備蓄状況           | 86 台（2025）⇒ 維持           |

#### 《推進事業》

災害時応援協定事務【総務部】  
 災害用備蓄品整備事業【総務部】  
 学校給食センター維持管理事業【教育部】

## 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### （避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況等、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。〔道、市〕《道内》
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。〔道、市、民間〕《道内》
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含めて各施設の事情及び地域の実情に応じた施設整備や修繕を計画的に促進する。〔国、道、市〕《道内》
- 市内では生活環境の整った避難所が十分に確保できない場合に実施する広域避難について、国・道の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。〔国、道、市〕《道内》

### （避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応等、避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシー確保用資材の調達・確保、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上等、避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、感染症対策に配慮した避難所運営、在宅避難や車中泊による避難等、避難所以外の避難者への対応方法について検討を促進する。〔道、市、民間〕《道内》

### （積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 恵庭市第2期災害用物資備蓄計画に基づき、市が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携し停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレ等の備蓄を推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証を行い、積雪や寒冷な気候と暑さへの対策の両立、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。〔道、市〕《道内》

### 《指 標》

福祉避難所の確保状況

100%（2025） ➡ 維持

**《推進事業》**

災害対策事業【総務部】

災害用備蓄品整備事業【総務部】

避難所等の確保・充実【総務部】

庁舎空調設備設置等事業【総務部】

島松地区複合施設整備事業【企画振興部】

柏陽地区複合施設整備事業【企画振興部】

学校施設維持管理事業【教育部】

市民会館耐震化等改修事業【教育部】

学校管理用機器整備事業【教育部】

冷房設備設置事業【教育部】

小中学校トイレ改修事業【教育部】

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

##### （災害対策本部機能等の強化）

- 市の災害対策本部の機能強化に向け、定期的な訓練・研修等を通じ、職員の参集範囲や各対策部の業務内容、情報の収集・集約体制、連携方法等を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料等の非常用備蓄を計画的に推進する。また、リエゾンとして市に派遣される者を含んだ研修や訓練のほか、広域的な災害や大規模停電に関する情報等の共有について、国、道、振興局、近隣市町村との連携を強化する。〔国、道、市〕《道内》
- 市の災害対策本部の機能発揮に必要な、地域防災計画や業務継続計画の見直し、定期的な職員の訓練・研修による災害対応能力向上、本部機能の維持・向上に必要な資機材の整備、業務運営要領の検討とマニュアルの見直しを促進する。  
また、地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。〔国、道、市〕《道内》
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持・確保に不可欠な市役所庁舎、消防本部等、行政施設の非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。  
また、停電時には外国人観光客を含む被災者に対し、必要に応じて庁舎等を開放する等、電源の提供に努める。〔国、道、市〕《道内》

##### （行政の業務継続体制の整備）

- 市の業務全体を対象とした業務継続計画は、防災訓練等を通じて実効性を検証し、必要に応じて計画を見直すほか、国の地方支分局並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継続計画と整合させるよう着意し、必要な場合は協同して検証を行う等して、災害発生時における市の業務継続体制を確保する。〔国、道、市〕《道内》
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続のため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設の取組や具体的災害を想定した訓練を引き続き実施するとともに、業務継続計画にICT部門の計画（ICT-BCP）を含めるよう見直し、計画に基づく取組を推進する。〔道、市〕《道内》

##### （広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制を確保するため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会・市長会による応援協定等の効果的な運用方法を検討するとともに、道外自治体、近隣市町村との広域応援・受援体制の構築を図る。〔道、市〕《道内・道外》
- 他自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、予め依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等を選定する等して受援体制を構築するとともに、応援職員の派遣に備えて職員研修や応援活動に必要な事務機器等を準備する。〔道、市〕《道内・道外》

- 職員の派遣に当たり過去に派遣された経験のある職員のリストを活用する等、地域や災害の特性を考慮するとともに、防災担当以外の職員に対しては、研修等により災害対応能力を向上させる。また、広域的な調整やノウハウの提供等については、道の支援を受ける。[道、市]《道内・道外》

#### （政府機能等のバックアップ）

- 大規模災害時の政府機能のバックアップについて、道の計画に基づき、国の取組状況を見極めながらバックアップに必要な受け入れ環境の整備、誘致活動等の必要な取組を推進する。[道、市]《道外》
- 道が行う政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担うため民間データセンターの立地促進や情報基盤の整備等必要な取組に協力する。[道、市]《道内・道外》

#### （北海道警察による警備体制の強化）

- 道が策定した北海道警察災害警備計画に基づく災害時の警察の活動や全国から来道する広域緊急援助隊が取り組む救助活動、治安維持等に協力する。[国、道、市]《道内・道外》

#### 《指 標》

|             |            |               |
|-------------|------------|---------------|
| 庁舎の耐震化率     | 100%（2025） | ⇒ 維持          |
| 業務継続計画策定状況  | 策定済み（2025） | ⇒ 適宜見直し       |
| 災害時受援計画策定状況 | 策定済み（2025） | ⇒ 適宜見直し       |
| 消防団員数       | 84 人（2025） | ⇒ 現状値以上（2030） |

#### 《推進事業》

防災訓練実施事業【総務部】  
 職員研修の充実【総務部】  
 業務継続計画の策定【総務部】  
 消防庁舎改修整備事業【消防本部】  
 常備消防資器材整備事業【消防本部】  
 消防団資器材整備事業【消防本部】  
 消防車両更新事業【消防本部】  
 消防施設・資器材等の整備・更新【消防本部】  
 札幌圏消防共同指令センター事業【消防本部】  
 消防救急デジタル無線共同整備事業【消防本部】  
 消防職・団員の研修体制の強化【消防本部】

## 4. 経済活動の機能維持

### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### （リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点、データセンター等の恵庭市への移転、立地に向け、国や道の施策等の活用も検討しながら取組を推進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。[国、道、市、民間]《道外》
- 恵庭市を含む地域において災害が発生することに対して、企業が抱く立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、災害からの復旧状況や電力の安定供給等についての正確な情報を市外に向けて発信する。[道、市]《道内》

#### （企業の事業継続体制の強化）

- 大規模災害時における経済活動の継続を確保するため、「北海道版BCP作成の手引き」の配布・普及のほか、事業継続力強化支援計画に基づき、産業支援機関との連携による支援等により、市内の企業等に対する事業継続計画の策定を促進する。[国、道、市、民間]《道内》

#### （被災企業等への金融支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、被災企業に対する金融支援策について検討するとともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。[道、市]《道内・道外》

#### 《指 標》

事業継続力強化支援計画

策定済み（2025） ➡ 適宜見直し

#### 《推進事業》（仮置き）

新たな工業用地の確保と検討【企画振興部・経済部】

産業連携推進事業【経済部】

農商工等連携推進事業【経済部】

工業振興事業【経済部】

商店街活性化振興事業【経済部】

中小企業振興対策事業【経済部】

企業立地・企業誘致の促進【経済部】

事業継続力強化支援計画の推進【経済部】

## 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

### （陸路における流通拠点の機能強化）

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、市内において流通機能の拠点となりうる施設の選定や選定した施設に対する機能強化、対災害性向上等の在り方について検討する。〔国、道、市、民間〕《道内》

### 《指 標》（道の参考値）

北海道太平洋側港湾BCPおよび道央圏港湾BCP（計9港湾）における、防災訓練を実施した港湾数  
9港湾（2024） ➡ 9港湾（2029）

### 《推進事業》

新たな工業用地の確保と検討【企画振興部・経済部】

企業立地・企業誘致の促進【経済部】

#### 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響

##### （食料生産基盤の整備）

- 平時、災害時を問わず全国の食料基地として重要な役割を担う北海道において、農業生産の一翼を担う立場から、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、老朽化対策や耐震化等の防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進するとともに、国営及び道営土地改良事業や基幹水利施設の維持管理を実施する。〔国、道、市〕《道内・道外》
- 市の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策として、新規就農者の継続的な育成・確保、地域計画による農地集積を推進する。  
また、主要農作物等の種子の安定供給やロボット、AI、IoTの活用等に代表されるスマート農業の推進に向けて、研究会や協議会等関係機関と協力して導入・普及啓発について取り組む等、持続的な農水産業経営に資する取組を継続する。〔国、道、市〕《道内・道外》

##### （地元産食料品の販路拡大）

- 大規模災害時における食料の安定供給を図るため、平時から十分な生産量を確保する必要があることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》

##### （地元産農産物の産地備蓄の推進）

- 水稻・畑作・野菜や畜産など多様な農畜産物の食糧生産基地として、災害時における安定供給に向けて関係機関との連携による協力体制を整備する。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》

##### 《指 標》

中心経営体の農地集積率  
農業算出額

|               |   |             |
|---------------|---|-------------|
| 87.8%（2025）   | ➡ | 現状値以上（2030） |
| 51億6千万円（2025） | ➡ | 現状値以上（2030） |

##### 《推進事業》

食品ロス対策事業【生活環境部】  
産業連携推進事業【経済部】  
農業振興対策事業【経済部】  
畜産振興事業【経済部】  
農業後継者対策事業【経済部】  
国営土地改良事業の推進【経済部】  
水利施設整備事業の推進【経済部】  
スマート農業の推進【経済部】

#### 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

##### （森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地被害防止のための造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

この際、林業の担い手育成・確保のため、森林整備担い手対策推進事業を活用した森林作業員の就労の長期化・安定化や北海道林業・木材産業人材育成支援協議会及び石狩地域林業担い手確保推進協議会への支援・参画により新規就労者の確保・育成を図る。

〔国、道、市、民間〕《道内》

- エゾシカ等の野生鳥獣による森林被害の防災対策を推進することにより、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。

また、災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止する等、森林が持つ防災・減災等の多様な機能を発揮させるため、造林・間伐等の適切な整備・保全や人工林の間伐・植樹等により適切に維持管理する。〔国、道、市、民間〕《道内》

##### （農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、地域資源の保全活動及び共同活動への支援を行う。〔国、道、市〕《道内》

##### 《指 標》

森林が持つ防災・減災等の多様な機能を発揮させるために整備する人工林の面積

122ha（2025） ➡ 現状値維持（2030）

##### 《推進事業》

動物管理事業【生活環境部】

有害鳥獣等駆除事業【生活環境部】

農業水路等長寿命化・防災減災事業【経済部】

有害鳥獣対策事業【経済部】

営農用水施設管理事業【経済部】

農業排水路管理事業【経済部】

国営かんがい排水事業【経済部】

道営水利施設等保全高度化事業【経済部】

森林整備計画の推進【経済部】

農業振興計画の推進【経済部】

## 5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

#### （関係機関の情報共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な活用を図るとともに、市が設置する災害対策本部への連絡員の派遣等、関係機関相互の連絡体制を強化する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進するため、道や国に対して積極的に更新を要望する。〔国、道、市〕《道内》
- 災害時における通信回線を確保するため、総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進する等、通信手段の多重化を促進する。〔道、市〕《道内》

#### （住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難指示等に係る具体的な発令基準」について普及を図る。〔道、市〕《道内》
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災無線の整備を定期的実施するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の活用や北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化に対応し得るよう職員の操作能力向上を図る。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 恵庭市メール配信サービス、緊急速報エリアメールの活用等を含む災害情報伝達手段の多重化を促進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 災害情報の提供に有効なラジオ、特に地域コミュニティFM局との連携を促進するため、同局の予備放送設備、予備電源の確保、中継局の整備、Lアラートとの連携を促進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。〔国、道、市〕《道内》
- 車両への交通情報提供を目的とした設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の交通信号機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備の他、平時における保守点検を道が推進することから、これに協力できるよう、各設備の稼働状況等に関する情報を収集し、道や関係機関に提供する。〔国、道、市〕《道内》
- デマや根拠のない情報の流布を防ぐため、災害対策本部等において関係機関と報道関係の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震に関連する施策について、平時からの周知を継続的に行う。〔国、道、市、民間〕《道内》

#### **（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）**

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討を進める。
- 道は、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時には観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施やホテル等の観光関連施設におけるソフト面の防災対策等を計画している。市としては、道が実施する施策に応じて、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 要介護高齢者や障がい者等、災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対して、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認等、「共助」の最大限発揮に向け、所要の取組を推進する。〔国、道、市〕《道内》

#### **（帰宅困難者対策の推進）**

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業と連携し、冬季も考慮した帰宅困難者支援の取組を推進する。〔国、道、市、民間〕《道内》

#### **（地域防災活動、防災教育、防災に関する周知・啓発の推進）**

- 「地域防災マスター」制度の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化等、地域防災力強化に向けた取り組みを推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPO等を構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」等の枠組みを活用した取組を推進する。〔道、市、民間〕《道内》
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育等、学校における防災教育の充実を図る。また、地域住民との共同による「1日防災学校」の実施等、コミュニティ・スクールの活動と防災教育の組み合わせによる地域防災力の向上について検討する。〔道、市〕《道内》

**《指 標》**

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 自主防災組織活動カバー率   | 93.9% (2025) ➡ 現状値以上(2030) |
| 防災無線稼働率        | 100% (2025) ➡ 維持           |
| 地域FM放送のエリアカバー率 | 100% (2025) ➡ 維持           |
| 要支援者掌握率        | 100% (2025) ➡ 維持           |

**《推進事業》**

災害対策事業【総務部】

無線放送施設管理事業【総務部】

全国瞬時警報システム受信アンテナ整備事業【総務部】

自主防災組織育成事業【総務部】

避難行動要支援者個別避難計画作成事業【総務部】

避難行動要支援者制度の普及・啓発【総務部】

防災環境の充実【総務部】

コミュニティFMラジオの活用【総務部】

防災学習会の開催【総務部】

防災行政無線の更新【総務部】

メール配信の実施【総務部】

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進【教育部】

## 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

### （再生可能エネルギーの導入拡大）

- 道が計画する、再生可能エネルギーの導入拡大に向けたエネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積等、関連施策の推進に協力するとともに、家庭部門に関する普及啓発や各公共施設管理者に対する情報発信、将来的に民間事業者が活用できる仕組みの構築等に取り組む。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》

### （電力基盤等の整備）

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及、電源の多様化、分散化の推進について検討する。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》
- 災害発生時において停電の発生や復旧の目処等の情報を迅速に把握し、市民へ発信するため、国や道、電気事業者等との連携強化を図る。〔国、道、市、民間〕《道内》

### （多様なエネルギー資源の活用）

- 燃料電池自動車（ＦＣＶ）の普及等、水素需要の拡大を推進するとともに、天然ガス・地熱の利用、メタンハイドレートの資源化、廃棄物の電力・熱利用等、エネルギー構成の多様化に向けた取組について検討を促進する。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》
- 道が進める石炭地下ガス化やクリーンコール技術開発、石炭の採掘技術継承等、石炭資源の有効活用に向けた取組に関する検討を推進する。〔国、道、市、民間〕《道内・道外》

### （石油燃料供給の確保）

- 石油供給関連事業者と締結した協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定供給されるよう平時からの情報共有・連携を促進する。〔国、道、市、民間〕《道内》
- 停電時も円滑な燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートＳＳを周知するとともに、事業者も含めた防災訓練を実施する。〔国、道、市、民間〕《道内》

#### 《指 標》

市内の地域サポートＳＳ数

6か所（2025） ➡ 現状値以上（2030）

**《推進事業》**

公共施設総合管理計画の推進【総務部】

災害時応援協定の締結【総務部】

地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の推進【総務部】

環境計画推進事業【生活環境部】

エネルギー対策事業【生活環境部】

ゼロカーボン事業【生活環境部】

地球温暖化対策事業【生活環境部】

環境基本計画の推進【生活環境部】

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進【生活環境部】

### 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### （水道施設等の防災対策）

- 災害時における急所施設及び避難所等の重要施設への配水や市内の給水機能を確保するため、配水管の耐震化や今後の水需要等を考慮した施設の更新・維持管理等の老朽化対策を促進する。〔国、道、市〕《道内》
- 災害発生時における水道施設の機能不全に備え、浄水場へのアクセス道路の確保や関係団体及び地域と合同の給水訓練を実施する。また、日本水道協会や水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材を育成する。〔国、道、市〕《道内》

#### （下水道施設等の防災対策）

- 災害時に備えた下水道のBCPについて、国の策定マニュアルの改訂に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に行う。〔国、道、市〕《道内》
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。〔国、道、市〕《道内》

#### 《指 標》

##### 上水道の基幹管路の耐震適合率

|                          |             |   |             |
|--------------------------|-------------|---|-------------|
| L 1：レベル1地震動(概ね震度6弱未満)に対応 | 100%(2025)  | ⇒ | 維持          |
| L 2：レベル2地震動(概ね震度6強)に対応   | 81.6%(2025) | ⇒ | 現状値以上(2030) |
| 配水支管の耐震化率(L 1)           | 97.1%(2025) | ⇒ | 100%(2030)  |
| 配水支管のうち重要施設管路耐震化率(L 2)   | 44.2%(2025) | ⇒ | 現状値以上(2030) |
| 下水道BCPの策定状況              | 策定済み(2025)  | ⇒ | 逐次見直し       |
| 地震対策上重要な下水管渠の耐震化計画       | 策定済み(2025)  | ⇒ | 逐次見直し       |
| 下水道施設のストックマネジメント計画       | 策定済み(2025)  | ⇒ | 逐次見直し       |
| 合併処理浄化槽による水洗化・生活排水処理人口   | 1013人(2025) | ⇒ | 現状値以上(2030) |

#### 《推進事業》

道路整備事業（恵庭市管内道路整備事業\_\_新奥御料線（盤尻1号線、同2号線））【建設部】

水道管路更新(耐震化)事業【水道部】

下水道耐震化事業（管路・処理場）【水道部】

配水管整備事業【水道部】

水道施設維持管理事業【水道部】

水道施設整備事業【水道部】

個別排水処理施設整備事業【水道部】

下水道施設維持管理事業（管路・処理場）【水道部】

下水道管路整備事業【水道部】

下水道ストックマネジメント事業（管路・処理場）【水道部】

応急給水体制の確保及び推進【水道部】

水道施設の適切な維持管理【水道部】

## 5-4 地域交通ネットワークの機能停止

### （市内交通ネットワークの整備）

- 災害時における市内の交通分断を回避するため、鉄道や河川を跨ぐ交通路や避難所へのアクセス道路となる道路等の整備を計画的に推進する。[国、道、市、民間]《道内・道外》

### （道路施設の防災対策等）

- 落石や岩石崩落等要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な個所等の把握に努める等、計画的な整備を推進する。[国、道、市]《道内》
- 道路や橋梁、道路照明等の道路施設の老朽化対策について、個別施設毎の長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、点検・診断結果に基づく適切な施設の維持管理・更新等を実施する。[国、道、市]《道内》

### （鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能の維持に寄与するため、鉄道周辺に存在する建築物の耐震化等、対災害性の強化に向けた取組を推進する。[国、道、市、民間]《道内》
- 国、道、鉄道事業者等が連携して適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け必要な検討、取組が進められようとしていることから、市としての協力の在り方について検討する。[国、道、市、民間]《道内》

### （災害時における新たな交通手段の活用）

- 大規模災害時にガソリン不足や交通渋滞の発生等により移動手段として自転車活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な多様な交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法の在り方等について検討する。[国、道、市、民間]《道内》

#### 《指 標》

|                           |                   |               |
|---------------------------|-------------------|---------------|
| 生活道路舗装率                   | 97.2% (2024) ➡    | 98.5% (2030)  |
| 鉄道横断施設管理計画に基づく修繕          | 2 施設実施済み (2025) ➡ | 現状値以上 (2030)  |
| 橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事・架け替え工事 | 24 橋実施済み (2025) ➡ | 30 橋 (2030)   |
| 舗装長寿命化修繕計画に基づく道路補修        | 実施区間 0km (2025) ➡ | 93.6km (2030) |
| 道路付属物長寿命化計画に基づく道路照明の更新    | 190 基 (2025) ➡    | 215 基 (2030)  |

**《推進事業》**

農道整備事業【経済部】

橋梁長寿命化事業【建設部】

生活道路整備事業【建設部】

鉄道横断施設修繕事業【建設部】

幹線道路舗装補修事業【建設部】

道路付属施設補修【建設部】

バリアフリー特定事業【建設部】

島松駅周辺再整備事業【建設部】

地区道路補修【建設部】

道路施設補修【建設部】

道路橋梁維持補修事業【建設部】

道路橋梁改修事業【建設部】

道路付属施設補修事業【建設部】

道路整備事業【建設部】

## 6. 迅速な復旧・復興等

### 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### （災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、市内外における相互支援体制を構築する等、大規模災害に備えて所要の準備を推進する。また、恵庭市地域防災計画や国・道の計画・方針等の変更・見直しに合わせ、災害廃棄物処理計画も適宜変更・見直しを行う。[国、道、市]《道内・道外》

#### （地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興に資するため、土地境界の把握に必要な地籍調査の結果について、変換事項の有無を確認するための調査を行い、必要に応じ電子データ化を実施する。[国、道、市]《道内》

#### （仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明の土地に関して、国や道の動向を踏まえながら円滑な収用手続き等を検討する。また、住家の被害認定調査等の業務に関し、道や他市町村間の効果的な相互支援要領について検討する。[国、道、市]《道内》

#### 《指 標》

災害廃棄物処理計画

策定済み（2025）⇒ 適宜見直し

地籍調査進捗率

60%（2025）⇒ 現状値以上（2030）

（緊急に地籍を明確にすべき地域の地籍調査は完了）

#### 《推進事業》

防災対策事業【総務部】

※下記の業務を含む。

住家の被害認定調査における相互支援要領の検討【企画振興部】

災害廃棄物処理計画の見直し・修正【生活環境部】

地籍調査結果のデータ化の検討【建設部】

## 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### （災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロール等の応急対策を効果的に実施するため、専門的技術を有し、地域事情にも精通した建設業の効果的な活用を図る等、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。〔道、市、民間〕《道内》
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備等、平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者等の担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進等、関係団体等と連携した取り組みを推進する。〔国、道、市、民間〕《道内》

### （行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、相互応援協定や姉妹都市、友好都市等の枠組みを活用して、行政職員の応援・受援体制を強化する。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、連絡会議の枠組みを活用して体制を強化する。〔国、道、市〕《道内・道外》

### （地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう市内の各種コミュニティが災害時に相互支援できるような交流又はネットワーク構築できる施策を検討する。  
また、恵庭市観光振興計画において規定したガーデンツーリズムの充実により地域の活性化を図る。〔国、道、市〕《道内》

### 《指 標》

市内建設就業者の年齢階層別構成比の 29 歳以下の就業割合

推計 9.5%（2025） ➡ 現状値以上（2030）

### 《推進事業》

災害時応援協定事務【総務部】

農商工等連携推進事業【経済部】

工業振興事業【経済部】

商店街活性化振興事業【経済部】

中小企業振興対策事業【経済部】

人材確保計画の推進・就職促進事業【経済部】

ガーデンツーリズムの推進【経済部】

観光振興計画の推進【経済部】

花のまちづくり推進事業・花の拠点運営事業・花の拠点整備事業【経済部】

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和8年から令和12年まで）とする。

また、本計画は、恵庭市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

##### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、恵庭市強靱化のスパイラルアップを図っていく。

### 3 必要な予算の確保に向けた国や道への働きかけ

令和7年6月に国が策定した「第1次国土強靱化実施中期計画」等、国や道の計画に関する情報を収集し、施策プログラムの実現に必要な予算を確保するよう国や道に働きかける。

### 4 強靱化の取組と関連するSDGs（持続可能な開発目標）の主な目標



※ 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

平成27年(2015年)9月に国連で採択された、先進国を含む令和12年(2030年)までの国際社会全体の開発目標。

17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成。

【別表】 恵庭市強靱化のための推進事業一覧

| 所管部局名 | 推進事業名                   | 関連するリスクシナリオ            |
|-------|-------------------------|------------------------|
| 総務部   | 災害対策事業                  | 1-1、1-3、2-4<br>5-1、6-1 |
|       | 地域防災計画の推進               | 1-1、1-2                |
|       | 公共施設等総合管理計画の推進          | 1-1、5-2                |
|       | 防衛施設周辺対策事業              | 1-2、2-1                |
|       | 自衛隊連絡調整業務               | 1-2、2-1                |
|       | 防災マネージャーの設置             | 1-3                    |
|       | 防災訓練実施事業                | 2-1、2-2、3-1            |
|       | 災害時応援協定事務               | 2-2、2-3、5-2<br>6-2     |
|       | 災害用備蓄品整備事業              | 2-3、2-4                |
|       | 避難所等の確保・充実              | 2-4                    |
|       | 庁舎空調設備設置等事業             | 2-4                    |
|       | 職員研修の充実                 | 3-1                    |
|       | 無線放送施設管理事業              | 5-1                    |
|       | 全国瞬時警報システム受信アンテナ整備事業    | 5-1                    |
|       | 自主防災組織育成事業              | 5-1                    |
|       | 避難行動要支援者個別避難計画作成事業      | 5-1                    |
|       | 避難行動要支援者制度の普及・啓発        | 5-1                    |
|       | コミュニティFMラジオの活用          | 5-1                    |
|       | 防災学習会の開催                | 5-1                    |
|       | メール配信の実施                | 5-1                    |
|       | 地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の推進   | 5-2                    |
| 企画振興部 | 島松地区複合施設整備事業            | 1-1、2-4                |
|       | 柏陽地区複合施設整備事業            | 1-1、2-4                |
|       | 新たな工業用地の確保と検討           | 4-1、4-2                |
| 生活環境部 | 食品ロス対策事業                | 4-3                    |
|       | 動物管理事業                  | 4-4                    |
|       | 有害鳥獣等駆除事業               | 4-4                    |
|       | 環境計画推進事業                | 5-2                    |
|       | エネルギー対策事業               | 5-2                    |
|       | ゼロカーボン推進事業              | 5-2                    |
|       | 地球温暖化対策事業               | 5-2                    |
|       | 「ごみ処理恵庭モデル」によるバイオガス発電事業 | 5-2                    |
|       | 環境基本計画の推進               | 5-2                    |
|       | 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進   | 5-2                    |

| 所管部局名  | 推進事業名             | 関連するリスクシナリオ |
|--------|-------------------|-------------|
| 保健福祉部  | 予防接種事業            | 2-2         |
|        | 感染症対策事業           | 2-2         |
|        | 救急医療対策事業          | 2-2         |
| 子ども未来部 | 子ども発達支援センター長寿命化事業 | 1-1         |
| 経 済 部  | 農業水路等長寿命化・防災減災事業  | 1-3、4-4     |
|        | 国営造成施設（揚水機場）管理事業  | 1-3         |
|        | 内水排水施設管理事業        | 1-3         |
|        | 産業連携推進事業          | 4-1、4-3     |
|        | 農商工等連携推進事業        | 4-1、6-2     |
|        | 工業振興事業            | 4-1、6-2     |
|        | 商店街活性化振興事業        | 4-1、6-2     |
|        | 中小企業振興対策事業        | 4-1、6-2     |
|        | 事業継続力強化支援計画の推進    | 4-1         |
|        | 新たな工業用地の確保と検討     | 4-1、4-2     |
|        | 企業立地・企業誘致の促進      | 4-1、4-2     |
|        | 農業振興対策事業          | 4-3         |
|        | 畜産振興事業            | 4-3         |
|        | 道営農業競争力強化基盤整備事業   | 4-3         |
|        | 農業後継者対策事業         | 4-3         |
|        | 次期国営土地改良事業の推進     | 4-3         |
|        | 水利施設整備事業の推進       | 4-3         |
|        | スマート農業の推進         | 4-3         |
|        | 有害鳥獣対策事業          | 4-4         |
|        | 営農用水施設管理事業        | 4-4         |
|        | 農業排水路管理事業         | 4-4         |
|        | 国営かんがい排水事業        | 4-4         |
|        | 道営水利施設等保全高度化事業    | 4-4         |
|        | 農業振興計画の促進         | 4-4         |
|        | 森林整備計画の推進         | 4-4         |
|        | 農道整備事業            | 5-4         |
|        | 人材確保計画の推進・就職促進事業  | 6-2         |
|        | ガーデンツーリズムの推進      | 6-2         |
|        | 観光振興計画の推進         | 6-2         |
|        | 花のまちづくり推進事業       | 6-2         |
|        | 花の拠点運営事業          | 6-2         |
|        | 花の拠点整備事業          | 6-2         |

| 所管部局名 | 推進事業名                                   | 関連するリスクシナリオ |
|-------|-----------------------------------------|-------------|
| 建設部   | 木造住宅耐震診断・耐震改修等促進事業                      | 1-1         |
|       | 市営住宅柏陽・恵央団地建替事業                         | 1-1         |
|       | 公営住宅等長寿命化計画の推進                          | 1-1         |
|       | 市営住宅長寿命化改修事業                            | 1-1         |
|       | 公園施設長寿命化改修事業                            | 1-1         |
|       | 街区公園再整備事業                               | 1-1         |
|       | 恵み野中央公園改修事業                             | 1-1         |
|       | 柏陽団地解体事業                                | 1-1         |
|       | 旧公共施設解体事業                               | 1-1         |
|       | 橋梁長寿命化事業                                | 1-1、5-4     |
|       | 防衛施設周辺対策事業                              | 1-2         |
|       | 治水対策事業                                  | 1-3         |
|       | 河川活動推進事業                                | 1-3         |
|       | 河川管理事業                                  | 1-3         |
|       | 千歳川河川整備促進                               | 1-3         |
|       | 千歳川流域水害対策計画の推進                          | 1-3         |
|       | 除雪車更新事業                                 | 1-4         |
|       | 雪対策基本計画の推進                              | 1-4         |
|       | 雪堆積場の確保                                 | 1-4         |
|       | 道路整備事業（恵庭市管内道路整備事業__新奥御料線（盤尻1号線、盤尻2号線）） | 5-3         |
|       | 生活道路整備事業                                | 5-4         |
|       | 鉄道横断施設修繕事業                              | 5-4         |
|       | 幹線道路舗装補修事業                              | 5-4         |
|       | 道路付属施設補修                                | 5-4         |
|       | バリアフリー特定事業                              | 5-4         |
|       | 島松駅周辺再整備事業                              | 5-4         |
|       | 地区道路補修                                  | 5-4         |
|       | 道路施設補修                                  | 5-4         |
|       | 道路橋梁維持補修事業                              | 5-4         |
|       | 道路橋梁改修事業                                | 5-4         |
|       | 道路付属施設補修事業                              | 5-4         |
|       | 道路整備事業                                  | 5-4         |

| 所管部局名 | 推進事業名                     | 関連するリスクシナリオ |
|-------|---------------------------|-------------|
| 水 道 部 | 下水道管路整備事業                 | 1-3、5-3     |
|       | 水道管路更新(耐震化)事業             | 5-3         |
|       | 配水管整備事業                   | 5-3         |
|       | 個別排水処理施設整備事業              | 5-3         |
|       | 水道施設維持管理事業                | 5-3         |
|       | 水道施設整備事業                  | 5-3         |
|       | 下水道施設維持管理事業(管路・処理場)       | 5-3         |
|       | 下水道ストックマネジメント事業(管路・処理場)   | 5-3         |
|       | 下水道耐震化事業(管路・処理場)          | 5-3         |
|       | 応急給水体制の確保及び推進             | 5-3         |
|       | 水道施設の適切な維持管理              | 5-3         |
| 教 育 部 | 小・中学校施設長寿命化改修事業           | 1-1         |
|       | 図書館施設等改修事業                | 1-1         |
|       | 学校給食センター維持管理事業            | 1-1、2-3     |
|       | 学校施設維持管理事業                | 1-1、2-4     |
|       | 市民会館維持管理                  | 1-1、2-4     |
|       | 地区会館維持管理                  | 1-1、2-4     |
|       | 市民会館耐震化等改修事業              | 1-1、2-4     |
|       | 学校管理用機器整備事業               | 2-4         |
|       | 冷房設備設置事業                  | 2-4         |
|       | 小中学校トイレ改修事業               | 2-4         |
|       | コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進 | 5-1         |
| 消防本部  | 消防庁舎改修整備事業                | 1-1、2-1、3-1 |
|       | 常備消防資器材整備事業               | 1-1、2-1、3-1 |
|       | 消防団資器材整備事業                | 1-1、2-1、3-1 |
|       | 消防車両更新整備事業                | 1-1、2-1、3-1 |

| 所管部局名 | 推進事業名            | 関連するリスクシナリオ |
|-------|------------------|-------------|
|       | 消防施設・資器材等の整備・更新  | 1-1、2-1、3-1 |
|       | 住宅防火対策           | 1-1         |
|       | 防火対象物の防火安全対策     | 1-1         |
|       | 札幌圏消防共同指令センター事業  | 2-1、3-1     |
|       | 消防救急デジタル無線共同整備事業 | 2-1、3-1     |
|       | 消防水利施設更新整備事業     | 2-1         |
|       | 緊急消防援助隊事業        | 2-1         |
|       | 救急資器材整備事業        | 2-1         |
|       | 応急手当普及啓発活動推進事業   | 2-1         |
|       | AED普及促進事業        | 2-1         |
|       | 救急車適正利用推進事業      | 2-1         |
|       | 救急高度シミュレータ整備事業   | 2-1         |
|       | 消防水利施設の整備・更新     | 2-1         |
|       | 消防職・団員の研修体制の強化   | 3-1         |
| 共 通   | 個別施設計画の推進        | 1-1         |